

山形県公報

平成18年1月6日(金) 第1705号

毎週火・金曜日発行

目 次

示 告 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(村山総合支庁福祉課)...2 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....()...同(最上総合支庁福祉課)...同 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(県営土地改良事業計画の変更......(村山総合支庁農村計画課)...同 県営土地改良事業に係る換地計画の決定......(庄内総合支庁酒田農村整備課)...同 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧......(都市計画課)...4(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃......(建築住宅課)...同 開発行為に関する工事の完了......(最上総合支庁建築課)...11 公安委員会関係 規 則 選挙管理委員会関係 告 示 同33 同 同35 小 特定非営利活動法人の設立の認証の申請......(置賜総合支庁企画振興課)...同 大規模小売店舗の廃止の届出......(商業経済交流課)...40 大規模小売店舗の変更の届出.....(同)...同(同) ...41(同 同) ...44 一般競争入札の公告......(村山総合支庁建設総務課)...45

正 誤

1

告 示

山形県告示第 1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
株式会社東北福祉サービス	ケアステーション21天童支店(株式会社 東北福祉サービス)	訪 問 介 護	平成17.11.30
天童市大字清池38番地 3	天童市中里七丁目 3 番13号		
株式会社コムスン	株式会社コムスン 山形南ケアセンター		
東京都港区六本木六丁目10番		訪問入浴介護	同 4.30
1号	山形市前田町16番18号		
株式会社サン企画	株式会社サン企画	 訪問入浴介護	同 12.9
東根市神町南二丁目 6 番23号	東根市神町南二丁目 6番23号		рвј 12.9
有限会社いばらき呉服店	アインクサービス いばらき	福祉用具貸与	同 11.30
村山市大字白鳥3920番地	村山市大字白鳥3920番地	簡 弧 舟 县 弓	μυj 11.30

山形県告示第 2号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅 支援の種類	指定年月日
社会福祉法人山形県社会福	希望が丘河北第2グループ		
祉事業団	ホーム	 地 域 生 活 援 助	平成17.11.28
山形市緑町一丁目 9 番30号	西村山郡河北町谷地中央三	地 线 土 泊 抜 助	十八八八八
	丁目13番地の13		

山形県告示第 3号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤

弘

指定居宅支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅	指定年月日
及び主たる事務所の所在地	事業がのも物及の所任地	支援の種類	1月左千万口
有限会社 カイセイカンパ	カイセイ居宅介護事業所		
=-		加加萨史老兄克人罐	₩ r# 47 40 00
最上郡金山町大字金山364番	最上郡金山町大字金山364番	知 的 障 害 者 居 宅 介 護 	平成17.12.22
地	地		

山形県告示第 4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅宅支援の種類 指定年月日	
有限会社 カイセイカンパ	カイセイ居宅介護事業所		
二一 最上郡金山町大字金山364番 地	最上郡金山町大字金山364番 地	児 童 居 宅 介 護 平成17.12.22	

山形県告示第 5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(紅はなの丘地区 広域営農団地農道整備事業)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(紅はなの丘地区 広域営農団地農道整備事業)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

山形市役所、上山市役所、山辺町役場、中山町役場、寒河江市役所、朝日町役場、大江町役場、南陽市役所、 白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

平成18年1月20日から同年2月17日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第 6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営日向上流地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

平成18年1月10日から同年2月7日まで

4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第7号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 成生金谷地区地区計画
- 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 乱川山神地区地区計画
- 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第9号

山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(以下「利便性係数」という。)及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成18年4月1日から施行し、平成17年1月県告示第46号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)は、平成18年3月31日限りで廃止する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

住	宅	名	1戸当たり	利便性係数	近傍同種の	摘	要
			住戸専用面積		住宅の家賃		
			平方メートル		円		
県営鈴川第	2アパート	· 1号	44.4	0.95	20,000		
				0.91	20,000	風呂無し	
県営鈴川第	2アパート	· 2 号	44.4	0.95	19,400		
				0.91	19,400	風呂無し	
県営鈴川第	2アパート	· 3号	44.4	0.95	20,000		
				0.91	20,000	風呂無し	
県営鈴川第	2アパート	· 4 号	44.4	0.95	20,000		
				0.91	20,000	風呂無し	
県営鈴川第	2アパート	· 5 号	44.4	0.95	19,400		
				0.91	19,400	風呂無し	
県営五十鈴	アパート1	号	51.2	0.96	26,400		
				0.92	26,400	風呂無し	
県営五十鈴	アパート2	号	51.2	0.96	26,400		
				0.92	26,400	風呂無し	
県営五十鈴	アパート3	号	51.2	0.96	26,400		
				0.92	26,400	風呂無し	
県営飯塚ア	パート 1号	1	53.5	0.89	32,600		

平成18年1月6日(金曜日)	山 形 児	果 公 報		第1705号
ſ		0.85	32,600	虱呂無し
県営飯塚アパート2号	53.5	0.89	32,600	
ボロ 欧 郊 ノ ハ	33.3	0.85		虱呂無し
県営南山形アパート1号	49.6	0.93	51,400	ALL MICHAEL
	63.1	0.93	61,500	
県営南山形アパート2号	49.6	0.93	51,200	
,	63.1	0.93	61,000	
県営南山形アパート3号	51.3	0.93	65,600	
-	64.8	0.93	77,800	
県営南山形アパート4号	39.9	0.90	16,000	
	51.3	0.93	65,600	
	64.8	0.93	77,800	
県営馬見ケ崎アパート1号	59.3	0.95	35,600	
県営馬見ケ崎アパート 2 号	59.3	0.95	35,600	
県営桧町アパート1号	57.1	0.96	42,000	
	58.4	0.96	43,000	
	63.9	0.96	46,500	
	71.5	0.96	51,300	
県営桧町アパート2号	61.0	0.96	42,900	
	64.2	0.96	44,800	
県営宮町アパート1号	66.5	0.97	43,500	
県営宮町アパート2号	66.5	0.97	46,000	
県営宮町アパート3号	62.6	0.97	45,600	
	64.2	0.97	46,100	
県営宮町アパート4号	62.6	0.97	46,200	
	64.2	0.97	46,700	
県営深町アパート1号 	62.6	0.96	45,300	
	64.2	0.96	45,900	
県営深町アパート 2 号	62.6	0.96	44,900	
	64.2	0.96	45,500	
県営深町アパート3号	62.6	0.96	44,900	
	64.2	0.96	45,500	
県営深町アパート4号	62.6	0.96	42,800	
	64.2	0.96	43,300	
県営きたまちアパート1号	66.5	0.99	70,900	
	69.9	0.99	78,200	
	73.1	0.99	81,300	
県営きたまちアパート 2 号	66.5	0.99	70,900	
	69.9	0.99	78,200	
	73.1	0.99	81,300	
県営きたまちアパート 3 号	66.5	0.99	70,900	
県営あたごアパート	71.9	1.01	102,900	
県営東山住宅	58.6	0.91	96,900	
	61.5	0.91	99,800	
	70.9	0.91	109,100	
県営十日町アパート	53.9	1.03	83,500	
	54.0	1.03	83,600	
	55.1	1.03	84,600	

平成18年1月6日(金曜日)	山形	県 公 報		第1705号
	65.7	1.03	92,900	
	49.5	0.91	36,700	
県営通町アパート2号	49.6	0.90	30,700	
県営通町アパート3号	49.6	0.90	30,700	
県営太田町アパート1号	60.3	0.95	92,500	
	74.0	0.95	109,200	
県営太田町アパート2号	60.3	0.95	92,500	
	74.0	0.95	109,200	
県営太田町アパート3号	60.3	0.95	91,900	
	74.0	0.95	108,500	
県営太田町アパート4号	60.3	0.95	91,900	
	74.0	0.95	108,500	
県営春日アパート1号	57.1	0.97	43,000	
	58.4	0.97	44,100	
	63.9	0.97	47,600	
県営春日アパート2号	61.0	0.97	44,200	
	64.2	0.97	46,200	
県営春日アパート3号	61.5	1.00	91,900	
	75.6	1.00	105,900	
県営中田第1アパート1号	54.7	0.97	76,100	
	68.2	0.97	89,700	
県営中田第1アパート2号	55.4	0.97	76,300	
	68.8	0.97	90,000	
県営中田第1アパート3号	56.4	0.97	76,800	
	69.9	0.97	90,600	
県営中田第1アパート4号	62.1	0.97	90,100	
	75.4	0.97	104,100	
県営中田第1アパート5号	62.1	0.97	90,300	
	75.4	0.97	104,400	
県営中田第1アパート6号	62.1	0.97	90,300	
	75.4	0.97	104,400	
県営中田第2アパート1号	54.6	0.94	31,300	
		0.90	31,300	風呂無し
県営中田第2アパート2号	55.7	0.94	31,600	
		0.90	31,600	風呂無し
県営玉の木アパート	55.7	0.96	38,200	
県営成島アパート 1号	58.0	0.95	43,200	
県営成島アパート2号	61.0	0.95	48,500	
	64.2	0.95	50,600	
県営米沢中央アパート1号	68.7	1.05	52,600	
県営米沢中央アパート2号	68.7	1.05	52,600	
県営相生アパート 1 号 県営相生アパート 2 号	69.2 72.9	0.99 0.99	83,300 88,100	
県営相生アパート3号	72.9	0.99	94,200	
県営大西町アパート1号	72.9 58.1	0.99	42,300	
県営大西町アパート 2 号	58.1	0.98	42,300	
県営美原アパート1号	74.2	1.02	60,300	
県営美原アパート2号	40.5	1.02	44,700	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	77.0	1.02		
	77.0	1.02	31,000	

十八八〇午1万〇日(並唯日)	Щ //2	<u> </u>		第1703万
県営美原アパート3号	40.5	1.02	46,800	
	77.0	1.02	64,400	
県営美原アパート4号	44.4	1.02	45,500	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	79.4	1.02	63,400	
県営東部アパート1号	55.7	0.99	35,700	
		0.95	1	
県営東部アパート 2 号	55.7	0.99	35,700	
		0.95	•	
県営東部アパート3号	58.0	0.99	36,900	
営稲生住宅	43.5	0.87	15,900	
営茅原アパート1号	63.5	0.95	44,900	
· 二· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63.5	0.95	44,900	
! 営茅原アパート2号	58.4	0.95	45,100	
	63.9	0.95	48,800	
	71.5	0.95	53,900	
具営茅原アパート 3 号	61.0	0.95	50,900	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64.2	0.95	53,200	
県営城南アパート1号	62.6	0.96	49,900	
	64.2	0.96	50,500	
! 営城南アパート2号	62.6	0.96	49,900	
	64.2	0.96	50,500	
営末広アパート1号	69.3	0.98	95,100	
営末広アパート2号	69.3	0.98	95,100	
営末広アパート3号	69.3	0.98	95,100	
営松境アパート1号	54.1	0.92	42,500	
営松境アパート2号	54.1	0.92	45,500	
営川南アパート1号	51.2	0.95	24,400	
		0.91		
!営川南アパート 2 号	51.2	0.95	27,900	
営川南住宅3号	54.6	0.95	32,500	
		0.91	32,500 厘	18無し
望川南住宅4号	54.6	0.95	32,500	
		0.91	1	
!営川南アパート 5 号	55.7	0.95	32,900	
営住吉アパート1号	48.9	0.96	29,100	
		0.92	1	1日無し
見営住吉アパート 2 号	48.6	0.96	30,200	
		0.92	30,200 厘	13日無し
見営こがねアパート 1 号	63.5	0.99	44,000	
見営こがね住宅	63.5	0.99	44,000	
見営こがねアパート 2 号	58.4	0.99	42,200	
	63.9	0.99	45,600	
	71.5	0.99	50,300	
!営こがねアパート3号	61.0	0.99	46,700	
	69.5	0.99	48,700	
県営東泉アパート1号	61.0	0.99	47,600	
	64.2	0.99	49,700	
日光主点ラル しっロ	62.6	0.99	52,000	
県営東泉アパート 2 号	02.0		0-,000	ll l

1,50,1011,730 E (
┃ ┃	62.6	0.99	52,200		
	64.2	0.99	52,800		
 県営鳥海アパート1号	53.5	0.98	80,100		
	69.2	0.98	96,900		
┃ │ ┃ │県営鳥海アパート 2 号	53.5	0.98	80,200		
宗呂烏海アハート2ち 					
 県営鳥海アパート3号	69.2 54.5	0.98 0.98	97,000		
宗呂烏海アハート3ち 	56.1	0.98	103,600		
			104,900		
	65.4 67.0	0.98 0.98	116,900 118,200		
	70.2	0.98			
┃ │ ┃ │県営新橋アパート	53.9	1.01	122,100 88,200		
	68.2	1.01	105,500		
 県営三吉町アパート1号	51.2	0.92	28,900		
	31.2	0.92	28,900	風呂無し	
┃ │ ┃ │県営三吉町アパート2号	54.6	0.00	32,600	MUM U	
	54.0	0.92	32,600	風呂無し	
 県営三吉町アパート3号	55.7	0.00	34,700		
	33.7	0.88	34,700	風呂無し	
 県営金沢住宅	43.5	0.90	15,800	ALD AREO	
	62.8	0.92	40,900		
	63.5	0.92	41,300		
	57.1	0.92	42,400		
	58.4	0.92	43,400		
	63.9	0.92	46,900		
 県営南寒河江アパート1号	62.6	0.95	49,700		
NETWENTY 1	64.2	0.95	50,200		
 県営南寒河江アパート2号	62.6	0.95	50,800		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	64.2	0.95	51,400		
県営塩水アパート1号	57.0	0.98	80,700		
	70.7	0.98	96,200		
県営塩水アパート 2 号	57.0	0.98	80,700		
	70.7	0.98	96,200		
県営塩水アパート3号	57.0	0.98	80,700		
	70.7	0.98	96,200		
県営塩水アパート4号	57.0	0.98	78,900		
	70.7	0.98	94,100		
県営塩水アパート5号	57.0	0.98	78,900		
	70.7	0.98	94,100		
県営塩水アパート6号	57.0	0.98	78,900		
	70.7	0.98	94,100		
県営土屋倉アパート1号	51.8	0.97	34,700		
		0.93	34,700	風呂無し	
県営土屋倉アパート2号	51.8	0.97	34,500		
		0.93	34,500	風呂無し	
県営土屋倉アパート3号	53.7	0.97	35,300		
		0.93	35,300	風呂無し	
県営金生アパート	44.4	0.97	14,900		
県営鷺ケ袋アパート1号	54.6	0.97	31,900		
·				'	

1,20,101 1,73 0 11 (12,72 11)	4 %	л <u>п</u>);
		0.93	31,900	風呂無し
県営鷺ケ袋アパート 2 号	55.7	0.93	35,500	/AV 755 U
スロ馬ノ ス ノハ 「 2 5	00.1	0.93	35,500	風呂無し
見営長清水アパート1号	69.4	0.98	102,300	
県営長清水アパート 2 号	69.4	0.98	102,300	
県営長清水アパート3号	67.7	0.98	101,600	
県営長清水アパート 4 号	67.7	0.98	101,600	
県営長清水アパート5号	67.7	0.98	101,600	
県営長清水アパート 6 号	70.1	0.98	104,700	
県営長清水アパート7号	70.1	0.98	104,700	
具営長清水アパート 8 号	70.1	0.98	106,600	
営長清水アパート9号	70.1	0.98	106,600	
営楯岡アパート	54.6	0.94	32,800	
		0.90	32,800	風呂無し
! 営楯岡中町アパート	63.7	0.95	87,000	
具営小出アパート1号	55.7	0.94	35,100	
		0.90	35,100	風呂無し
具営小出アパート 2 号	58.0	0.94	36,900	
!営成田アパート	58.4	0.90	41,000	
	63.9	0.90	44,300	
	71.5	0.90	48,900	
営屋城町アパート	61.4	0.97	83,300	
	61.8	0.97	83,600	
	72.2	0.97	98,000	
学日光アパート1号	55.5	0.98	73,900	
	62.9	0.98	83,400	
! 営日光アパート 2 号	55.5	0.98	75,800	
	62.9	0.98	85,300	
見営日光アパート 3 号	55.5	0.98	78,000	
	62.9	0.98	86,800	
見営日光アパート4号	55.5	0.98	80,200	
	62.9	0.98	90,200	
県営日光アパート5号	55.5	0.98	83,000	
	62.9	0.98	93,400	
県営長岡アパート 1 号	63.4	0.99	92,800	
	75.9	0.99	107,300	
県営長岡アパート2号	63.4	0.99	92,800	
	75.9	0.99	107,300	
景営長岡アパート3号	58.3	0.99	82,200	
	70.6	0.99	95,800	
具営長岡アパート 4 号	58.3	0.99	82,200	
	70.6	0.99	95,800	
!営交り江アパート1号	62.8	0.97	45,300	
県営交り江アパート2号	62.8	0.97	45,300	
県営天童駅西アパート 1 号	61.0	0.99	47,700	
	64.2	0.99	49,900	
県営天童駅西アパート2号	61.0	0.99	47,700	
	64.2	0.99	49,900	
県営天童駅西アパート3号	61.0	0.99	47,900	

平成18年1月6日(金曜日)	山 形	県 公 報		第1705号
	64.2	0.99	50,000	
	66.5	1.02	56,800	
県営天童駅南アパート1号 県営天童駅南アパート2号	66.5	1.02	56,800	
「宗昌入重歌用アハート25	69.9	1.02	62,200	
	73.1	1.02	64,700	
	66.3	1.02	97,800	
宗昌入重用品アハード「ち	70.1	1.00	101,000	
	77.6	1.00	112,400	
	79.9	1.00	112,400	
県営天童南部アパート2号	79.9	1.00	101,000	
	79.9	1.00	112,600	
県営天童南部アパート3号	66.3	1.00	97,800	
	77.6	1.00	112,400	
	79.9	1.00	112,600	
県営天童南部アパート4号	70.1	1.00	98,000	
, KINZENBIRATOR I	79.9	1.00	109,400	
県営天童南部アパート5号	70.1	1.00	98,000	
	79.9	1.00	109,400	
県営東根中央アパート1号	62.6	1.02	50,300	
	64.2	1.02	50,800	
県営東根中央アパート2号	62.6	1.02	50,300	
	64.2	1.02	51,000	
県営東根中央アパート3号	62.6	1.02	51,300	
	64.2	1.02	52,000	
県営尾花沢アパート	62.6	0.99	53,800	
	64.2	0.99	54,500	
県営関口アパート1号	57.2	0.93	70,000	
	68.0	0.93	78,600	
県営関口アパート2号	57.3	0.93	84,200	
	68.3	0.93	94,700	
	68.6	0.93	96,800	
県営関口アパート3号	57.3	0.93	80,900	
	57.7	0.93	81,900	
県営桜木アパート1号	59.3	0.97	36,100	
県営桜木アパート2号	59.3	0.97	36,100	
県営芦沢アパート	52.8	0.86	23,800	
県営近江アパート1号	62.6	0.96	52,900	
	64.2	0.96	53,500	
県営近江アパート 2 号	64.6	0.96	64,300	
県営近江アパート 3号	64.6	0.96	64,300	
県営中原アパート1号	53.4	0.98	84,400	
	69.4	0.98	103,800	
県営中原アパート2号	53.4	0.98	84,900	
	69.4	0.98	104,400	
県営長崎アパート	62.8	0.94	39,900	
県営谷地アパート1号 県営谷地アパート2号	59.3	0.90	36,600	
県営谷地アパート2号 県営左沢アパート	71.1 59.3	0.93 0.85	99,500	
県営左派アハート 県営大石田アパート		0.85	40,100 42,300	
	59.4	0.69	42,300	

17%10 1 173 0 日(並雇日)	щ /// //			
日光ナルげるコパー		0.00	00.700	
県営あけぼのアパート	50.3	0.89	62,700	
	56.8	0.89	66,800	
	63.7	0.89	74,000	
	70.3	0.89	79,500	
県営糠野目アパート	51.2	0.93	32,300	
		0.89	32,300	風呂無し
県営糠野目第2アパート	62.6	0.92	49,500	
	64.2	0.92	50,000	
県営大町アパート	58.0	0.91	41,500	
県営舘之北アパート	53.3	0.88	55,500	
	67.4	0.88	67,300	
	70.7	0.88	70,100	
県営小国アパート1号	58.0	0.83	36,900	
県営小国アパート2号	59.4	0.83	39,600	
県営白鷹アパート	55.7	0.85	41,100	
県営宝前町住宅	74.1	0.84	65,200	平成元年度竣工
	77.0	0.84	67,700	同
	77.8	0.84	68,400	同
	74.1	0.84	64,000	平成2年度竣工
	77.0	0.84	66,500	同
	77.8	0.84	67,100	同
県営あらとアパート 1号	74.4	0.94	103,2000	
県営あらとアパート 2 号	77.9	0.94	108,900	
県営飯豊アパート	59.4	0.90	44,600	
県営狩川アパート	58.0	0.87	37,200	
県営余目アパート	62.6	0.84	50,800	
	64.2	0.84	51,500	
県営遊佐アパート	59.3	0.88	40,500	

山形県告示第10号

次の開発行為は、完了した。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年12月12日 指令最総建第11号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 新庄市大字泉田字往還東151、193 1、637 1、153 1、153 2、635 3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新庄市大字鳥越字南沢山神沢2080

新庄もがみ農業協同組合 代表理事理事長 安食 賢一

公安委員会関係

規 則

警備業法施行細則をここに公布する。

平成18年1月6日

山形県公安委員会

委員長 鐙 谷 誠 一

山形県公安委員会規則第1号

警備業法施行細則

警備業法施行細則(昭和47年11月県公安委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法施行令(昭和57年政令第308号) 警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)に定めるもののほか、警備業法(昭和47年法律117号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不認定通知書の様式)

第2条 施行規則第6条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(認定証不更新通知書の様式)

第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(認定の取消しの手続)

- 第4条 法第8条の規定による認定の取消しは、別記様式第3号の認定取消通知書を交付して行うものとする。 (認定証返納届出書の様式)
- 第5条 法第12条第3項に規定する届出書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(護身用具の携帯の禁止及び制限)

- 第6条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、次に掲げる護身用具を携帯してはならない。
 - (1) 金属製の楯
 - (2) 鉄棒その他人の身体に重大な害を加えるおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 警戒棒(長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。 以下同じ。)
 - イ 警戒杖(長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒(白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。)をいう。以下同じ。)
 - ウ 非金属製の楯(縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの (楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。)に限る。以下同じ。)
- 2 前項に定めるもののほか、警備業者及び警備員は、次の各号に掲げる警備業務を行うに当たっては、それぞれ 当該各号に定める護身用具を携帯してはならない。
 - (1) 部隊を編成するなど集団の力を用いて行われる警備業務 警戒棒及び警戒杖
 - (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務 警戒杖

ア 法第2条第5項に規定する機械警備業務(指令業務を除く。)

- イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(機械警備業務及び空港保安警備業務を除き、警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。)
 - (ア) 空港
 - (イ) 原子力発電所その他の原子力関係施設
 - (ウ) 大使館、領事館その他の外交関係施設
 - (I) 国会関係施設及び政府関係施設
 - (1) 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれがあるもの
 - (カ) 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務のうち、運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務及び運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- (3) 次に掲げる警備業務以外の警備業務 非金属製の楯

- ア 前号アからウまでに掲げる警備業務
- イ アに掲げるもののほか、法第2条第1項第1号に規定する警備業務(機械警備業務及び空港保安警備業務 を除き、深夜(午前零時から日の出までをいう。)において行われるものに限る。)

(受講申込書の添付書類)

- 第7条 講習規則第4条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 講習規則第3条第1号に掲げる者 別記様式第5号の警備業務従事証明書及び履歴書
 - (2) 講習規則第3条第2号に掲げる者 1級の検定合格証明書の写し
 - (3) 講習規則第3条第3号に掲げる者 2級の検定合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (4) 講習規則第3条第4号に掲げる者 警備業務従事証明書、履歴書その他必要な書類
- 2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる者が警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむ を得ない事情がある場合には、これらの者に該当することを誓約する誓約書(前項第3号に掲げる者にあっては 誓約書及び履歴書)を警備業務従事証明書に代えて提出させるものとする。
- 3 前項の誓約書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(警備員指導教育責任者資格者証の不交付の通知)

第8条 法第22条第4項の規定により、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、別記様式第7号 の資格者証不交付通知書により通知するものとする。

(返納命令書の様式)

第9条 施行規則第44条第1項に規定する返納命令書の様式は、警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務 管理者資格者証に係るものは別記様式第8号、検定合格証明書に係るものは別記様式第9号のとおりとする。 (検定申請書に添付する書面の様式等)

- 第10条 検定規則第9条第3項第2号に規定する書面の様式は、別記様式第10号のとおりとする。
- 2 検定規則第9条第4項第1号に規定する書面は、警備業務従事証明書とし、当該証明書には2級の検定合格証明書の写しを添付するものとする。
- 3 前項の警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、検定規則第8条第1号に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出させるものとする。
- 4 前項の誓約書の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

(検定合格証明書の不交付の通知)

第11条 法第23条第5項において準用する法第22条第4項の規定により、検定合格証明書の交付を行わないとき は、別記様式第12号の検定合格証明書不交付通知書により通知するものとする。

(機械警備業務管理者資格者証の不交付の通知)

第12条 法第42条第3項において準用する法第22条第4項の規定により、機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときは、資格者証不交付通知書により通知するものとする。

(即応体制の整備基準)

第13条 法第43条に規定する公安委員会規則で定める基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報 (へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住す る当該警備業務対象施設の管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると公安委員会 が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。)を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該情報に係る 現場に警備員を到着させることができることとする。

(報告の徴収の手続)

第14条 法第46条の規定により警備業務の状況に関し報告又は資料の提出を求める場合は、別記様式第13号の報告・資料提出要求書を交付して行うものとする。

(指示の手続)

第15条 法第48条の規定による指示は、別記様式第14号の指示書を交付して行うものとする。

(営業の停止等の手続)

- 第16条 法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止命令は、別記様式第15号の営業停止命令書を交付して行うものとする。
- 2 法第49条第2項の規定による営業廃止命令は、別記様式第16号の営業廃止命令書を交付して行うものとする。 (補則)
- 第17条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号(第2条関係)

山形公委 第 号

年 月 日

殿

山形県公安委員会印

不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった警備業の認定については、次の理由により認定をしないので、警備業法第5条第3項の規定により通知する。

山洼 李	氏名又は名	
申請者	住	
÷n ↔ 1	* 1	
認 走 し	, な い 理	

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号	(第3	条関係)
-------	-----	------

殿

山形県公安委員会印

認定証不更新通知書

年 月 日付けで申請のあった認定証の有効期間の更新については、次の理由により認定証の有効期間の更新をしないので、警備業法第7条第3項の規定により通知する。

氏名又は名称	
住 所	
しない理由	

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

殿

山形県公安委員会
印

認定取消通知書

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏	名	又	は	名	称	
住					所	
代	表	者	Ø	氏	名	
認	定	É	F	月	日	認定証の番号
認え	定を〕	取り	消し	, た理	∄由 │	

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

訍	\Rightarrow	証	汳	4rh	届	#	書
=33	π	≣I⊦	112	겖시	一	an a	一

警備業法第12条第3項の規定により届出をします。

年 月 日

山形県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

氏	名	又	は	名	称						
主営	た 業	る 所		在	称 地						
そ営	の 他 業	。 の 所		在	称 地						
認定証を交付した公安委員			会の名称		公安委員会	認定証の	の番号				
認発	定 証 生		納	事 F 月	曲の日			年	月	日	
1	定訂										
ت	ح ک	こな	つ	たも	事由						

様式第5号(第7条、第10条関係)

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日 生年月日

 上記の者が、
 年
 月
 日から
 年
 月
 日までの間(
 年
 月間)

 年
 月
 日から現在までの間(
 年
 月間)

従事していた を内容とする警備業務に 従事している

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

公安委員会 認定証を交付した公安委員会の名称

認定証の番号 第 묵

- 備考 1 不要の文字は抹消すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第6号(第7条関係)

埑	約	聿
**	Zivi	
=	is: I	

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでしたが、別添の履歴書記載のとおり、

最近の5年間に警備業務に従事していた期間が通算して3年以上である者

2級の検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している警備員

であり、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第3条で定められている 受講要件を充足していることを誓約します。

理由 所属していた警備業者(

)が、既に廃業している。

次の事情による。

山形県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

(ED)

備考 1 は、該当する場合にレ印を付すること。

- 2 2級に合格している者については、合格証明書の写しも提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(第8条、第12条関係)

山形公委 第 年 月 \Box

殿

山形県公安委員会 EΠ

資格者証不交付通知書

警備員指導教育責任者資格者証 日付けで申請のあった 機械警備業務管理者資格者証

警備業法第22条第4項

の規定により交付を行わないので通知する。 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第4項

申	本	籍		
請	住	所		
者	氏	名	生年月日	
交付を:	行わないヨ	里由		

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安 委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができな くなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形 県を被告として提起することができます (訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となりま す。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌 日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対 して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算し て6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第9	条関係)
----------	------

山形公委 第 号 年 月 日

殿

山形県公安委員会 EΠ

資格者証返納命令書

第22条第7項

警備業法 第22条第7頃 の規定により山形県公安委員会第 第42条第3項において準用する同法第22条第7項

号

月

警備員指導教育責任者資格者証 日交付の 機械警備業務管理者資格者証 の返納を命ずる。

本 籍	
氏 名	生年月日
返納を命ずる理由	

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被 告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。た だし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起 算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

殿

山形県公安委員会
印

検定合格証明書返納命令書

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定により、検定合格証明書の返納を命ずる。

氏						名		生年月日	∃		
本						籍					
交	付		年	F	1	日	区分及び	級		証明書番号	
返	納る	E 俞	゛ じ	る	理	由					

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

様式第10号(第10条関係)

警 備 員 所 属 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として下記の営業所に所属していることに、間違

いありません。

記

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

EП

様式第11号(第10条関係)

赶	約	+
	41	害

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでしたが、別添の履歴書記載のとおり、

警備2級検定に合格した後、1年以上 警備業務に従事した者

であり、警備員等の検定等に関する規則第8条第1号でで定められている受講要件を充足していることを誓 約します。

理由 所属していた警備業者()が、既に廃業している。

次の事情による。

山形県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(ED)

生年月日

年 月 日

- は、該当する場合にレ印を付すること。 備考 1
 - 2 2級に合格している者については、合格証明書の写しも提出すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

殿

山形県公安委員会印

検定合格証明書不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった検定合格証明書交付申請については、警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項の規定により、交付を行わないので通知する。

申	本	音	
請	住	The state of the s	
者	氏 :	3	生年月日
交付を:	行わない理!	Hi i	

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形 県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号(第14条関係) -										
				山形公委 第 号 年 月 日						
			殿	山形県公安委員会						
警係	備業法第4	6条の規	定によ	報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書 にり下記事項について 月 日まで報告・資料の提出を求めます。						
報	告	事	項							
提	出	資	料							

住 所

氏名又は名称

殿

代表者の氏名

山形県公安委員会
印

指 示 書

警備業法第48条の規定により、次のとおり指示する。

違	反	事	項
指	示	事	項
3#	小	7	- 内
TER			ф
理			由

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所

氏名又は名称

殿

代表者の氏名

山形県公安委員会印

営業停止命令書 警備業法第49条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

 停止の範囲

 年月日から(日間)年月日まで

 4年月日まで

 中月日まで

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

住 所

氏名又は名称

殿

代表者の氏名

山形県公安委員会 印

営業廃止命令書

警備業法第49条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏	名	又	は	名	称	
住					所	
代	表	者	の	氏	名	
処	分	σ)	理	曲	

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成18年1月6日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井沢あきお後援会	竹 村 俊 一	池田勝治	 村山市楯岡北町二丁目1番12号 	平成 17.11.25

山形県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

政 党

北公田井の名称		異動事項			内			容			·届出年月日						
対対対対の名称		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				新			IB								
自由民主党山形県鶴岡	邗	治	寸	休	の	名	称	自由	民主党	山形県	鶴岡	自由	民主党	山形県	鶴岡	平局	艾
市第一支部	以	/ <u>u</u>	121	14	0,	Н	ባው	市第	一支部			市西	田川郡	第一支	部	17	.11.4
自由民主党山形県鶴岡	πh	治	寸	/★	の	47	1 /2	自由	民主党	山形県	鶴岡	自由	民主党	山形県	鶴岡	同	
市第二支部	ШΧ	/□	ানা	144	U)	₽	小小	市第	二支部			市西	田川郡	第二支	部		11. 7
自由民主党温海支部	政	治	寸	体	の	名	称	自由	民主党	包温海	支部	自由	民主党	温海町	支部	同	
日田氏工兄温海又部	主	たる	事	务所	i O F	听在	地	鶴岡	市温海り	甲243 -	1	西田田丙		海町大	字早		11.17
民主党山形県第1区総支部	主	たる	事	务所	i O F	听在	地	山形	市松見	町9 -	8	山形	市美畑	町5 -	5		同
自由民主党平田支部	政	治	寸	体	の	名	称	自由	民主党	包平田	支部	自由	民主党	平田町	支部	同	11.24
民主党山形県参議院選	会	盲	T	青	任	г	者	和	嶋	未	希	木	村	昌	夫		同
挙区第1総支部	ᄍ	Ā	ı	貝	12	Γ	13	イ 山	山河	不	衎	小	ፈብ	Ħ	大		미
民主党山形県総支部連 合会	会	Ē	†	責	Æ	E	者	和	嶋	未	希	木	村	昌	夫		同

その他の政治団体

政治団体の名称		=	新東西				内					容		届出年	
政治団体の名称	=	異	動事項 -		新					IE	3		油山井	- 17 12	
明るい酒田・市民の会	++	2重	務所の	ひださ	<u>ታ</u> +#i	酒田ī	市亀ヶ	崎三丁	目17	酒田	市亀ヶ	崎七丁	目15	平成	
明のい酒田・中氏の云	土儿	. ଚ ≢	+1751 P/I (<i>ハ</i> カ11	土地	番37-	룩			番30-	릉			17.1	1.28
山形交通労働組合政治	<u>^</u>	計	責	任	者	#	崎	拓	路	縄	野	徳	弘	同	
連盟	会	ĒΙ	貝	ΊΞ	日	þ	Щ	111	蹈	縄	≢J′	1心	54	1	2. 1

山形県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出 があった。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 誠 谷

その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
昇政会	解散	平成16.12.20
確かな21世紀をつくる会	解散	平成17.10.7
寒河江健二後援会	解散	同 10.20
菅原寛後援会	解散	同 10.31
冨樫金雄後援会	解散	同
まちづくり研究会	解散	同
鈴木いさむ後援会	解散	同 11.1
今井英夫後援会	解散	同 11.3
牧耕三郎を「励ます会」	解散	同 11.5
浅井博之後援会	解散	同 11.10
阿部正次後援会(やまびこ)	解散	同
本間義弥を励ます会	解散	同 11.13
後藤たかし後援会	解散	同 11.21
真室川町を明るくする会	解散	同 11.25

山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年1月6日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 熊 谷 誠

(資金管理団体)単位:円

政治団体の名称	昇	政	会		
報告年月日		17. 4.	15		
収入総額	155,146				
前年繰越額		15	5,146		
本年収入額			0		
支出総額			0		
本年収入の内訳					
個人の党費・会費 金額					
員数(人)					
寄附(内訳別掲)			0		
個人分					
(うち特定寄附)					
団体分					
政治団体分					
(寄附のうちあっせんに係るもの)					
政党匿名寄附					
事業収入 (内訳別掲)					
交付金収入					
借入金(内訳別掲)					
その他の収入(内訳別掲)					
1 件10万円未満のもの					
支出の内訳					
経常経費			0		
人件費					
光熱水費					
備品・消耗品費					
事務所費					
政治活動費			0		
組織活動費					
選挙関係費					
事業費			0		
機関紙発行事業費					
宣伝事業費					
パーティー事業費					
その他の事業費					
調査研究費					
寄附・交付金					
その他の経費					
資産等の有無		無			

山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

(その他の政治団体)単位:円

T '	阿部正次後援会
政治団体の名称	(やまびこ)
報告年月日	17. 11.29
収入総額	7,870
前年繰越額	7,870
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

誠

山形県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	昇 政 会
報告年月日	17. 4.15
収入総額	155,146
前年繰越額	155,146
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入 (内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

山形県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

(資金管理団体)(その他の政治団体)

単位:円

政治団体の名称	まちづくり研究 会	確かな21世紀を つくる会	菅原寛後援会	富樫金雄後援会
報告年月日	17. 11. 4	17.10. 7	17.11. 4	17.11. 7
収入総額	14,777	17,883	18,088	49,000
前年繰越額	14,777	17,833	18,088	49,000
本年収入額	0	0	0	0
支出総額	0	9,150	0	49,000
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	0
個人分				
(うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分				
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)				
1 件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	0
人件費				
光熱水費				
備品・消耗品費				
事務所費				
政治活動費	0	9,150	0	49,000
組織活動費		9,150		20,000
選挙関係費				
事業費	0	0	0	29,000
機関紙発行事業費				29,000
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位:円

				→ 111.13
政治団体の名称	本間義弥を励ます会	浅井博之後援会	牧耕三郎を「励 ます会」	今井英夫後援会
報告年月日	17. 11.14	17.11.15	17.11.17	17.11.22
収入総額	438,407	0	25,937	0
前年繰越額	17,405	0	0	0
本年収入額	421,002	0	25,937	0
支出総額	438,407	0	25,937	0
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額	181,000			
員数(人)	325			
寄附(内訳別掲)	240,000	0	25,937	0
個人分	240,000		25,937	
(うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分				
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)	2			
1 件10万円未満のもの	2			
支出の内訳				
経常経費	0	0	5,637	0
人件費				
光熱水費				
備品・消耗品費			5,637	
事務所費				
政治活動費	438,407	0	20,300	0
組織活動費	438,407		20,300	
選挙関係費				
事業費	0	0	0	0
機関紙発行事業費				
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位:円

T '	鈴木いさむ後援	阿部正次後援会	後藤たかし後援	寒河江健二後排
政治団体の名称	会	(やまびこ)	会	会
報告年月日	17. 11.28	17.11.29	17.11.29	17.11.29
収入総額	0	7,870	233,548	7,64
前年繰越額	0	7,870	233,548	7,64
本年収入額	0	0	0	
支出総額	0	0	0	
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額				
員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	
個人分				
(うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分				
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)				
1 件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	
人件費				
光熱水費				
備品・消耗品費				
事務所費				
政治活動費	0	0	0	
組織活動費				
選挙関係費				
事業費	0	0	0	
機関紙発行事業費				
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位:円

1	真室川町を明る
政治団体の名称	くする会
報告年月日	17. 11.29
収入総額	0
前年繰越額	0
本年収入額	0
支出総額	0
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	
員数(人)	
寄附(内訳別掲)	0
個人分	
(うち特定寄附)	
団体分	
政治団体分	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲)	
1 件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	0
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	
事務所費	
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

まちづくり研究会

資金管理団体の指定の状況

菅原 寛

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類

鶴岡市議会議員

本間義弥を励ます会

寄附の内訳

(個人分)

寄付者の氏名・名称	金額	住所・所在地
和田一江	50,000円	東田川郡余目町
坂本身江子	30,000円	東田川郡藤島町
阿部政子	30,000円	鶴岡市
本間正弥	50,000円	西田川郡温海町
五十嵐健子	30,000円	鶴岡市
本間ヨシエ	50,000円	鶴岡市

山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

	届出をした者の		者の	公	础	Φ.	種	米百	異	番九	車	陌	内	容
氏	名			Δ.	相以	U)	化宝	枳	共	動 事 項		炽	新	IΒ
冏	部	寿	_	酒	H]	市	長	主た	る事務に	听の所	在地	酒田市亀ヶ崎三丁目17 番37号	酒田市亀ヶ崎七丁目15 番30号

山形県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成18年1月6日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

	公職の候補者の氏名		資	金	管	理	寸	体	Ø	名	称	指定取消年月日
田	岡	昇	昇政会									平成16.12.20
菅	原	寛	まちづく	くりる	开究会	<u></u>						平成17.10.31

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日
 - 平成.17年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 置賜ひまわり会

- (2) 代表者の氏名
 - 二瓶 充

(3) 主たる事務所の所在地 南陽市宮内3196番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、自立生活支援及び社会復帰支援に関して事業を行い、地域の障害者保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗 面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名鶴岡末広ビル株式会社 鶴岡市末広町7番14号 代表取締役 田中 秋人

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

末広ビル

鶴岡市末広町7番14号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日 平成17年11月28日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成18年5月6日まで縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢

山形市成沢西一丁目6番17号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号

代表取締役 坂倉 正宏

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業を行う者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株式会社ヨーク ベニマル		午前	9 時			午後	10時			

(変更後)

小売業を行う者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株式会社ヨーク ベニマル		午前	9時			午後	11時			

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時15分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成18年2月1日

- 5 届出年月日 平成17年12月16日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年5月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成18年5月6日まで縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター

酒田市あきほ町120番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表執行役 岡田 元也

ホーマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号

代表取締役 柴田 憲次

株式会社オートバックスセブン 東京都港区三田三丁目13番16号

代表取締役 佐野 公一

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代	表者	の氏	名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡	田	元	也
ホーマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号	前	田	勝	敏
株式会社 オートバックス セブン	東京都港区三田三丁目13番16号	佐	野	公	_

(変更後)

名称	住	ſ	大表者	の氏名	Š
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡	田	元	也
ホーマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号	柴	田	憲	次
株式会社 オートバックス セブン	東京都港区三田三丁目13番16号	佐	野	公	_

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名 称	住	代	表者	の氏名	3
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡	田	元	也
株式会社 や ま と	東京都新宿区新宿三丁目28番地16号	矢	嶋	孝	敏
株式会社 清 川 屋	鶴岡市宝田一丁目 4 番25号	伊	藤	秀	樹
株式会社 まるしゅう	酒田市新橋二丁目 4 番地の22	冏	部	黄	紀
株式会社 モ リ タ	秋田県秋田市中通一丁目4番4号	盛	田	良	次
株式会社 三 城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番2号	多	根	幹	雄
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番 2 号	丸	Щ		朝
磯田園製茶株式会社	愛知県渥美郡田原町大字田原字柳町28番地 1	磯	田	義	弘
株式会社 大 谷	新潟県新潟市弁天二丁目 3 番18号	大	谷	勝	彦
株式会社 パ レ モ	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目26番地8号	石	田	定	正
株式会社 森 長	秋田県秋田市千秋明徳町 1 番56号	森	下	眞	=
株式会社 三 貴	東京都豊島区東池袋三丁目4番3号	木	村	和	E
株式会社 道 研	東根市大字東根甲531番地の 2	小	熊		順
株式会社 タッツ ミャ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	曲	渕	恵美	子
株式会社 マツヤエレガンス	秋田県秋田市中通二丁目 1 番23号	新	開		仁
株式会社 マ ル タ	長野県飯田市座光寺4601番地 1	宮	下		晃
株式会社 ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	野	П	禎 一	郎
ジャスフォート株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地	本	田		進
ホーマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央3条二丁目1番41号	前	田	勝	敏
株式会社 オートバックス セブン	東京都港区三田三丁目13番16号	佐	野	公	_

(変更後)

1							
名	称	住	所	代	表者	の氏名	3
イ オ ン 株	式 会 社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1		岡	田	元	也
株式会社 や	まと	東京都新宿区新宿三丁目28番地16号		矢	嶋	孝	敏
株式会社 清	川屋	鶴岡市宝田一丁目 4 番25号		伊	藤	秀	樹
株式会社 べ	Jl	新庄市沼田町 6 番11号		赤	松	正	文
株式会社 モ	リタ	秋田県秋田市中通一丁目4番4号		盛	田	良	次
株式会社 三	切	東京都中央区銀座二丁目 7 番17号		多	根	幹	雄
エステール	株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番 2 号		丸	Щ		朝
有限会社 尾	川	鶴岡市大東町22番45号		尾	Ш	勝	則
株式会社 大	谷	新潟県新潟市弁天二丁目 3 番18号		大	谷	勝	彦
株式会社 パ	νŧ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地		中	本	敏	幸
株式会社 森	Ę	秋田県秋田市千秋明徳町 1 番56号		森	下	眞	=
株式会社 三	貴	東京都豊島区東池袋三丁目4番3号		木	村	和	E
株式会社 道	स	東根市大字東根甲531番地の 2		小	熊		順
株式会社 タ	ツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号		曲	渕	恵美	子
株式会社 マツヤ	アエレガンス	秋田県秋田市中通二丁目 1 番23号		新	開		仁
株式会社マ	ルタ	長野県飯田市座光寺4601番地 1		宮	下		晃
株式会社 ブル	・-グラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1		木	村		保
ジャスフォート	卜株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地		本	田		進
株式会社ダイ	ユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地		浅	倉	俊	_
株式会社 オー セブン	トバックス	東京都港区三田三丁目13番16号		佐	野	公	_

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成17年8月21日
- (2) (1)以外の事項 平成17年10月21日
- 5 届出年月日

平成17年12月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年5月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成18年5月6日まで縦覧に供する。

平成18年1月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マンガ倉庫米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地の1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6番25号 代表取締役 反田 悦生
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業を行う者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株式会社ニュー ライフカネタ		午前	10時			午後	10時			

(変更後)

小売業を行う者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株式会社アバン		午前	10時		翌日	∃თ4	F前 2	時	 新たに小売業を行う者 	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前9時30分から翌日の午前2時30分まで

4 変更年月日

平成17年12月21日

5 届出年月日

平成17年12月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年5月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有グレーダの売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年1月6日

山形県村山総合支庁長 佐 藤 洋 樹

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎603会議室(6階)
 - (2) 日 時 平成18年2月2日(木) 午前9時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 入札に付する物件

グレーダ 小松 G60A5型 初年度登録 平成 2 年11月

自動車登録番号 山形 00 ま 2709 自動車検査証の有効期限 平成18年11月13日

(2) 入札に付する物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 入札方法

総価により行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業者、建設機械賃貸業者、建設業関係協同組合等であって直接自己の事業目的に使用する者又はスクラップ業者等であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課総務係 電話番号 023(621)8183
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号) 第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札(有効な入札に限る。) をした者を落札者とする。

- 8 その他
 - (1) この公告による入札の詳細は、入札説明書による。
 - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあっては競争入札資格確認申請書を平成18年1月24日(火)までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係へ提出すること。
 - (3) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所
 - イ 日 時 平成18年1月13日(金) 午後2時から
 - 口 場 所 天童市大字荒谷字下川原 村山総合支庁建設部 立谷川車両基地

平成18年1月6日(金曜日) 山 形 県 公 報 第1705号

誤 正 県 公 報 発行年月日 ページ 正 行 誤 平成17. 6.10 第1649号 大字下柳渡戸 大字上柳渡戸 636 24 同 同 同 大字下柳渡戸 大字上柳渡戸 27 同 大字下柳渡戸 大字上柳渡戸 同 同 下から10